

## ○宇陀市心身障害者医療費助成条例

平成18年1月1日

条例第122号

改正 平成20年3月18日条例第7号

平成22年6月28日条例第23号

平成23年3月30日条例第10号

(目的)

第1条 この条例は、心身障害者に対し医療費の一部を助成し、もって心身障害者の健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(助成要件)

第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者を除く。）で、かつ、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員、加入者若しくはこれらの者の被扶養者であるものとする。

(1) 宇陀市内に住所を有する1歳以上の者

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受け、その程度が1級若しくは2級である者又は奈良県の療育手帳（当該手帳の交付の申請をしている者が他の都道府県等の手帳を所持している場合は、奈良県から交付を受けるまでの間、当該他の都道府県等の手帳を奈良県の療育手帳とみなす。）の交付を受け、その程度がA1若しくはA2の者

2 前項第1号の場合において、1歳以上の者とは、1歳に達する日の属する月の翌月の初日以降の者とする。

(助成の範囲)

第3条 医療費の助成は、前条の要件に該当する者（以下「対象者」という。）の疾病又は負傷について国民健康保険法、社会保険各法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、当該法令の規定によって対象者が負担した額から次に掲げる額を控除した額に相当する額（以下「助成金」という。）を対象者に支給して行うものとする。

(1) 入院時の食事療養に係る標準負担額に相当する額

(2) 入院時の生活療養に係る標準負担額に相当する額

(3) 法令の規定による払戻額その他これに相当するものが支給されている場合は、その額に相当する額

(4) 市長が別に規則で定める額

(証明書の交付等)

第4条 市長は、対象者に対し規則で定めるところにより対象者であることを示す証明書を交付するものとする。

2 対象者は、当該証明書を医療機関等において医療を受ける際に提示しなけ

ればならない。

(届出)

第5条 対象者は、住所を変更したとき、その他規則で定める事由が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第6条 この条例による助成金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成金の返還)

第7条 偽りその他不正の手段によってこの条例による助成金の支給を受けた者があるときは、市長は、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(受給資格登録等の停止)

第7条の2 市長は、別に定める医療費貸付制度の対象者として認定した対象者が、医療費貸付制度の利用について著しく不適切な行為をしたときは、当該対象者の受給者資格登録及び助成金の支給を停止することができる。

(損害賠償との調整)

第7条の3 市長は、対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、当該助成金の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した当該助成金の額に相当する金額を返還させることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の大宇陀町心身障害者医療費助成条例(昭和48年大宇陀町条例第15号)、菟田野町心身障害者医療費助成条例(昭和48年菟田野町条例第22号)、榛原町心身障害者医療費助成条例(昭和48年榛原町条例第19号)又は室生村心身障害者医療費助成条例(昭和48年室生村条例第17号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成20年条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条による改正後の宇陀市心身障害者医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成 22 年条例第 23 号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の宇陀市心身障害者医療費助成条例（以下「改正前の条例」という。）第 2 条第 1 項第 2 号の規定に該当して交付された改正前の条例第 4 条第 1 項に規定する証明書は、当該証明書の有効期間の満了する日までの間は、この条例による改正後の宇陀市心身障害者医療費助成条例（以下「改正後の条例」という。）第 2 条第 1 項第 2 号の規定に該当して交付された改正後の条例第 4 条第 1 項に規定する証明書とみなす。

3 この条例の施行の日前に奈良県から交付された療育手帳の程度が A の者は、改正後の条例第 2 条第 1 項第 2 号に規定する療育手帳の程度が A1 若しくは A2 の者とみなして、改正後の条例の規定を適用する。

附 則（平成 23 年条例第 10 号）

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。